

# 重要事項のご説明

※保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、自動車保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

**契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(約款)」に記載しています。必要に応じて当社ホームページのWeb約款をご参照いただくか、取扱代理店または当社にご請求ください。

**しおり** このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり(約款)」に記載されています。

※「ご契約のしおり(約款)」は、ご契約後、保険証券・保険契約継続証とともにお届けします。

●**保険契約者と記名被保険者**・車両所有者(車両保険を付帯している場合)が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者・車両所有者の方に必ずご説明ください。

用語のご説明	「ご契約のしおり(約款)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。 <b>しおり</b> 保険期間、始期日、解約日、満期日、治療、通院、入院、後遺障害、時価額、修理費、全損、事故有係数適用期間
--------	--

約款	<u>普通保険約款</u>	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	<u>特約</u>	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	<u>保険契約者</u>	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	<u>被保険者</u>	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	<u>記名被保険者</u>	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。
	<u>ご契約のお車</u>	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
保険金	<u>保険金</u>	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	<u>保険金額</u>	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	<u>保険料</u>	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	<u>危険</u>	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	<u>配偶者</u>	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
	<u>親族</u>	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	<u>未婚</u>	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	<u>用途車種</u>	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。
	<u>自家用8車種</u>	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量●トン超●トン以下・最大積載量●トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。

# 1 契約締結前におけるご確認事項

## (1)商品の仕組み 契約概要

この「重要事項のご説明」では、クルマの保険・家庭用(家庭用自動車総合保険)について説明しています。

基本となる補償、自動的にセットされる特約(自動セット特約)、セットすることができる特約(任意セット特約)は次のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる特約(自動セット特約)	セットすることができる特約(任意セット特約)
相手への賠償	対人賠償保険		
	対物賠償保険		対物超過修理費用特約
おケガの補償	人身傷害保険		交通乗用具事故特約 自動車事故特約 重度後遺障害時追加特約 ケアサポート費用特約 差額ベッド費用特約 搭乗者傷害(入通院/2区分)特約 搭乗者傷害(入通院/2区分)倍額払特約 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約
			+
お車の補償	車両保険	車両価額協定保険特約	全損時諸費用特約 全損時諸費用倍額払特約 新車特約 車両全損(●%)特約 車両超過修理費用特約 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 車両危険限定特約 代車費用特約 運搬・搬送・引取費用特約 車内手荷物等特約 車両保険無過失事故特約

上記以外の主な特約▶

### 自動セット特約

他車運転特約

### 任意セット特約

ファミリーバイク(人身傷害あり)特約

ファミリーバイク(人身傷害なし)特約

自動車事故弁護士費用特約

弁護士費用特約

日常生活賠償特約(保険金額・無制限)

## (2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

### ① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、**保険金**をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

基本となる補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手への賠償	<b>対人賠償保険</b> ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ <b>保険金額</b> を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>■ ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害</li> </ul>
	<b>対物賠償保険</b> ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。 <span style="background-color: #FFD700;">しおり</span> 対物賠償保険の保険金額制限	
おケガの補償	<b>人身傷害保険</b> ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、損害について、 <b>被保険者</b> 1名につきそれぞれ原則として保険金額を限度に人身傷害保険金をお支払いします。 <span style="background-color: #FFD700;">しおり</span> 人身傷害保険における無保険車事故に関する特別	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガによる損害</li> <li>■ 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害 等</li> </ul>
お車の補償	<b>車両保険</b> 衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から免責金額を差し引いた額について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします(全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>■ 欠陥・摩滅・腐し・さびその他自然消耗、故障損害</li> <li>■ 取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害</li> <li>■ 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 等</li> </ul>

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者を基本となる補償ごとに定めています。

### ② 免責金額 注意喚起情報

対物賠償保険および車両保険には、免責金額(自己負担額)があります。

車両保険の免責金額の設定方式には以下の2種類があり、いずれかの方式をお選びいただけます。

1. 定額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式)
2. 増額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式)

ご契約に定められた免責金額については、保険申込書・継続確認書の免責金額欄でご確認ください。

しおり 保険期間が1年超のご契約における車両保険の自己負担額の取扱い

しおり の項目については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

波線付青文字 の用語については、P1 用語のご説明 をご参照ください。

### ③主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

1. ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)
2. ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

#### ■地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約(任意セット特約)

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損<sup>(注)</sup>となった場合に、●万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が●万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

(注)全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。

#### ■車両危険限定特約(任意セット特約)

車両危険限定特約がセットされる場合、車両保険のお支払対象となる事故の範囲が限定されます。

○：お支払いします ×：お支払いしません

事故例 ご契約タイプ	車対車の 衝突・接触	火災・爆発	盗難	台風・ 洪水・高潮	落書・ いたずら・ 窓ガラス破損	物の 飛来・落下	自転車との 衝突・接触	電柱・ ガードレール 等に衝突	あて逃げ	墜落・転覆
一般車両	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車両危険限定特約を セットする場合	○ <sup>(注)</sup>	○	○	○	○	○	×	×	×	×

(注) 相手自動車が特定できる場合に限り。ただし、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車との衝突・接触事故によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

### ④特約の補償重複 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。<sup>(注)</sup>

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

#### 〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例 (2台目以降の自動車保険の補償の場合を含む)
1	日常生活賠償特約	家庭用火災保険の日常生活賠償特約
2	交通乗用具事故特約または自動車事故特約	2台目以降の自動車保険の交通乗用具事故特約または自動車事故特約
3	弁護士費用特約	2台目以降の自動車保険の弁護士費用特約
4	ファミリーバイク(人身傷害あり)特約またはファミリーバイク(人身傷害なし)特約	ファミリーバイク(人身傷害あり)特約またはファミリーバイク(人身傷害なし)特約

(注) 他車運転特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

### ⑤保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書・継続確認書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

### ⑥補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償される運転者の範囲(運転者の限定、運転者年令条件)は次のとおりです。

- 運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットし、運転する方を限定した場合は限定した方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。
- 運転者年令条件(年令を問わず補償、●才以上補償、●才以上補償、●才以上補償)を設定した場合は、運転者年令条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

## 【記名被保険者が個人の場合】

運転者の限定	運転者本人・配偶者 限定特約の補償範囲				
	運転者家族限定特約の補償範囲				
運転者年齢条件	記名被保険者 または 配偶者	「記名被保険者または その配偶者」の同居の 親族	「記名被保険者または その配偶者」の別居の 未婚の子ども	「記名被保険者または その配偶者」の別居の既婚の 子ども、友人・知人など	「記名被保険者、その配偶者 またはそれらの方の同居の親族」 が営む事業に従事中の従業員
	運転者年齢条件の適用を受ける方			運転者年齢条件にかかわらず補償	

※記名被保険者が法人の場合は、運転者年齢条件が、運転する最も若い方の年齢にあわせて設定されているかご確認ください。

## ⑦保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- 保険期間：1年間（1年超の長期契約や1年未満の短期契約も契約可能）
- 補償の開始：始期日の午後●時（これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻）
- 補償の終了：満期日の午後●時

## (3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### ① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、お客さま（運転者）の事故発生状況による要素等、以下のような要素から決定されます。

お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

等級別料率制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ●～●等級の区分によって保険料が割引・割増される制度です。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。</li> <li>■ 初めて契約する場合は●等級(●)になります。 <b>しおり</b> 等級別料率制度における割増引率の適用方法、事故の取扱い</li> </ul>																	
セカンドカー割引 (複数所有新規)	<p>次の条件をすべて満たしているときは、●等級(●)となり、運転者年齢条件に応じた割増引率が適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. すでに自動車保険（他の保険会社または共済とのご契約を含みます）を契約し、2台目以降のお車について初めての契約であること</li> <li>2. 以下の表中の条件を満たしていること</li> </ol> <p>〈セカンドカー割引(複数所有新規)の適用条件〉</p> <table border="1"> <tr> <th>すでに契約している自動車保険 (1台目のご契約)</th> <th>初めて契約する自動車保険 (2台目以降のご契約)</th> </tr> <tr> <td> <p>等級 ●等級以上であること。</p> </td> <td> <p>記名被保険者 次の①～③のいずれかに該当し、かつ個人であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 1台目のご契約の記名被保険者</li> <li>② ①の配偶者</li> <li>③ 「①または②」の同居の親族</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>ご契約のお車の所有者 次の①～④のいずれかに該当し、かつ個人であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 1台目のご契約のお車の所有者</li> <li>② 1台目のご契約の記名被保険者</li> <li>③ ②の配偶者</li> <li>④ 「②または③」の同居の親族</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>用途車種 1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途車種が、いずれも<b>自家用8車種</b>またはいずれも自家用二輪自動車であること。</p> </td> </tr> </table>	すでに契約している自動車保険 (1台目のご契約)	初めて契約する自動車保険 (2台目以降のご契約)	<p>等級 ●等級以上であること。</p>	<p>記名被保険者 次の①～③のいずれかに該当し、かつ個人であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 1台目のご契約の記名被保険者</li> <li>② ①の配偶者</li> <li>③ 「①または②」の同居の親族</li> </ol>		<p>ご契約のお車の所有者 次の①～④のいずれかに該当し、かつ個人であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 1台目のご契約のお車の所有者</li> <li>② 1台目のご契約の記名被保険者</li> <li>③ ②の配偶者</li> <li>④ 「②または③」の同居の親族</li> </ol>	<p>用途車種 1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途車種が、いずれも<b>自家用8車種</b>またはいずれも自家用二輪自動車であること。</p>										
すでに契約している自動車保険 (1台目のご契約)	初めて契約する自動車保険 (2台目以降のご契約)																	
<p>等級 ●等級以上であること。</p>	<p>記名被保険者 次の①～③のいずれかに該当し、かつ個人であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 1台目のご契約の記名被保険者</li> <li>② ①の配偶者</li> <li>③ 「①または②」の同居の親族</li> </ol>																	
	<p>ご契約のお車の所有者 次の①～④のいずれかに該当し、かつ個人であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 1台目のご契約のお車の所有者</li> <li>② 1台目のご契約の記名被保険者</li> <li>③ ②の配偶者</li> <li>④ 「②または③」の同居の親族</li> </ol>																	
<p>用途車種 1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途車種が、いずれも<b>自家用8車種</b>またはいずれも自家用二輪自動車であること。</p>																		
記名被保険者 年齢別料率区分	<p>次の条件をすべて満たす場合は、始期日の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 記名被保険者が個人であること</li> <li>2. 運転者年齢条件特約をセットしていること</li> <li>3. 運転者年齢条件を「●才以上補償」または「●才以上補償」で契約していること <b>しおり</b> 記名被保険者年齢別料率区分</li> </ol>																	
型式別料率 クラス制度	<p>自家用（普通・小型）乗用車の保険料について、お車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは、●～●クラスの●段階<sup>(注)</sup>で、補償の種類(対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに決定されます。毎年1月1日に、「型式別料率クラスの見直し」を行います。</p> <p>(注) 数値が大きいくほど保険料が高くなります。</p>																	
保険料の 割引・割増制度	<p>ご契約条件によって、割引・割増等が適用されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>安全運転</th> <th>お車の経過年数</th> <th>お車の装備・装置等</th> <th>お車の所有台数</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">割引・割増等の 名称</td> <td>ゴールド免許割引</td> <td rowspan="3">新車割引</td> <td>福祉車両割引<sup>(注1)</sup></td> <td rowspan="3">ノンフリート 多数割引</td> <td>公有割引<sup>(注4)</sup></td> </tr> <tr> <td>長期優良割引</td> <td>イモビライザー割引<sup>(注2)</sup></td> <td rowspan="2">準公有割引<sup>(注5)</sup></td> </tr> <tr> <td>1等級連続事故契約割増</td> <td>ASV割引<sup>(注3)</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ご契約のお車が所定の基準を満たす福祉車両(補助装置が装備された福祉目的車両)の場合。  (注2) イモビライザー(メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の純正イモビライザーに限り)が装備されている場合。  (注3) AEB(衝突被害軽減ブレーキ)が装着されている自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、かつ、型式発売年月が所定の期間内にある場合。  (注4) ご契約のお車が国または地方公共団体(都道府県、市町村、特別区)が所有かつ使用する自動車の場合。  (注5) ご契約のお車が所定の条件を満たす準公有団体が所有かつ使用する自動車の場合。 <b>しおり</b> 割引・割増が適用される場合</p>	区 分	安全運転	お車の経過年数	お車の装備・装置等	お車の所有台数	その他	割引・割増等の 名称	ゴールド免許割引	新車割引	福祉車両割引 <sup>(注1)</sup>	ノンフリート 多数割引	公有割引 <sup>(注4)</sup>	長期優良割引	イモビライザー割引 <sup>(注2)</sup>	準公有割引 <sup>(注5)</sup>	1等級連続事故契約割増	ASV割引 <sup>(注3)</sup>
区 分	安全運転	お車の経過年数	お車の装備・装置等	お車の所有台数	その他													
割引・割増等の 名称	ゴールド免許割引	新車割引	福祉車両割引 <sup>(注1)</sup>	ノンフリート 多数割引	公有割引 <sup>(注4)</sup>													
	長期優良割引		イモビライザー割引 <sup>(注2)</sup>		準公有割引 <sup>(注5)</sup>													
	1等級連続事故契約割増		ASV割引 <sup>(注3)</sup>															

**しおり** の項目については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

**【波線付青文字】** の用語については、P1

**用語のご説明** をご参照ください。

## ②保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○：選択できます ×：選択できません

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替、クレジットカード払	○	○	○
払込票払、請求書払	×	×	○

### 【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

しおり その他の保険料払込方法(団体扱・集団扱)

## ③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、クレジットカード払、払込票払、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

## (4)満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

# 2 契約締結時におけるご注意事項

## (1)告知義務(保険申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、**危険**に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

### 【主な告知事項】

記名被保険者	記名被保険者は、対人・対物賠償保険や人身傷害保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方 <sup>(注1)</sup> 1名を選んで、保険申込書・継続確認書にご記載ください。 <sup>(注2)</sup> (注1)「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。 (注2)主に法人で使用されるお車の場合は、使用される法人を記名被保険者としてください。								
記名被保険者の運転免許証の色	始期日において有効な、記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルーまたはグリーン等)をご確認いただき、保険申込書・継続確認書にご記載ください。記名被保険者が個人で、ゴールド免許の場合、保険料が割引になります。								
お車の使用目的	ご契約のお車の使用実態に従って、「業務使用」「通勤・通学使用」「日常・レジャー使用」の3つの区分のうち該当する使用目的を保険申込書・継続確認書にご記載ください。なお、記名被保険者が法人である場合には、「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれかをご記載ください。 <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>使用目的</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>業務使用</td><td>ご契約のお車を年間を通じて<sup>(注1)</sup>月●日以上業務(仕事)に使用する場合</td></tr><tr><td>通勤・通学使用</td><td>「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて<sup>(注1)</sup>月●日以上、自らの通勤・通学<sup>(注2)</sup>に使用する場合</td></tr><tr><td>日常・レジャー使用</td><td>「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td></tr></tbody></table> (注1)「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。 (注2)「通勤・通学」には、通勤先、通学先およびこれらへの経由地(自宅の最寄り駅等)への送迎を含みません。	使用目的	基準	業務使用	ご契約のお車を年間を通じて <sup>(注1)</sup> 月●日以上業務(仕事)に使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて <sup>(注1)</sup> 月●日以上、自らの通勤・通学 <sup>(注2)</sup> に使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合
使用目的	基準								
業務使用	ご契約のお車を年間を通じて <sup>(注1)</sup> 月●日以上業務(仕事)に使用する場合								
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて <sup>(注1)</sup> 月●日以上、自らの通勤・通学 <sup>(注2)</sup> に使用する場合								
日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合								

## (2)クーリングオフ 注意喚起情報

■保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、次ページ右上図のような書面でお申し出ください。

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

この期間内に、当社「お客さまデスククーリングオフ係」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。

以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下の契約
- 営業または事業のための契約
- 法人または社団・財団等が締結された契約
- 質権が設定された契約
- 第三者の担保に供されている契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれた契約

■ クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。

ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

#### 〈ハガキの記載内容〉

表面〔宛先〕



東京都●●区●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

お客さまデスク

クーリングオフ 係

裏面〔記載事項〕

- ① 保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
- ② 保険契約者住所
- ③ 保険契約者署名
- ④ 電話番号
- ⑤ 契約申込日
- ⑥ 申し込まれた保険の種類
- ⑦ 証券番号(保険申込書控・継続確認書控の右上に記載)または領収証番号
- ⑧ 取扱代理店名・仲立人名

## 3 契約締結後におけるご注意事項

### (1) 通知義務等 注意喚起情報

#### 【主な通知事項】

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

ご通知がない場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

① ご契約のお車の用途車種または登録番号(車両番号、標識番号)を変更したとき。<sup>(注)</sup>

② ご契約のお車の使用目的を変更したとき。

(注) ご契約のお車の用途車種を自家用8車種以外に変更したときは、ご契約を解約し、新たにご契約いただけます。ただし、補償内容が異なる場合があります。

しおり 遅滞なくご通知いただくその他の事項

また、ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または当社にご通知ください。

① 保険証券・保険契約継続証記載の住所を変更するとき。

② ご契約のお車を譲渡するとき。

③ お車の買替え等により、ご契約のお車を入替するとき。

④ 記名被保険者を変更するとき。

⑤ 運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を変更するとき。

⑥ ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取外し等により、ご契約のお車の車両価額が著しく増加または減少するとき。

⑦ 上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき。

### (2) 継続手続特約について 契約概要

■ 口座振替等のキャッシュレスでご契約頂く場合、継続手続特約がセットできます。

この特約をセットすることにより、満期時に継続手続を忘れ、補償がなくなることを防げます。

次の条件の両方を満たす場合は、継続前の契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等を行います。<sup>(注1)</sup>

1. 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡<sup>(注2)</sup>がない場合

2. お客さまから継続する・しないについてお申出がない場合またはお客さまと連絡が取れない場合等

(注1) 所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続しません。

(注2) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、

あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。

■ 継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

### (3) 解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■ ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返戻金として返還します。

■ 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返戻金を返還します。ただし解約返戻金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■ 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。



しおり の項目については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

波線付青文字 の用語については、P1 用語のご説明 をご参照ください。

